

平成28年 第1回定例会

館林衛生施設組合議会会議録

平成28年3月30日開会

平成28年3月30日閉会

館林衛生施設組合

平成28年館林衛生施設組合議会第1回定例会会議録目次

議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
説明のために出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会及び開議	4
会期の決定	4
会議録署名議員の指名	4
議案第1号	4
議案第2号	5
議案第3号	5
議案第4号	6
議案第5号	6
議案第6号	6
議案第7号	10
議案第8号	10
議案第9号	12
議案第10号	13
議案第11号	14
議案第12号	15
管理者の挨拶	21
閉会	21
署名議員	22

平成28年館林衛生施設組合議会第1回定例会会議録

平成28年3月30日(水曜日)

館林市役所 全員協議会室

議 事 日 程

平成28年3月30日午後2時30分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 監査委員の選任について
- 第4 議案第2号 公平委員会委員の選任について
- 議案第3号 公平委員会委員の選任について
- 第5 議案第4号 館林衛生施設組合行政不服審査会条例
- 議案第5号 館林衛生施設組合行政不服審査法関係手数料条例
- 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第6 議案第7号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第7 議案第8号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第9号 館林衛生施設組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第10号 平成27年度館林衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)
- 第10 議案第11号 平成28年度館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合について
- 第11 議案第12号 平成28年度館林衛生施設組合一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（9名）

2 番	小林 信君	3 番	渡辺 充徳君
4 番	青木 幸雄君	5 番	小森谷 幸雄君
6 番	荒井 英世君	7 番	岡安 敏雄君
8 番	坂上 祐次君	9 番	小林 正明君
10 番	野村 智一君		

欠席議員（1名）

1 番 町井 猛君

説明のために出席した者

管理者(館林市長)	安楽岡 一雄君
副管理者(板倉町長)	栗原 実君
副管理者(明和町長)	富塚 基輔君
副管理者(千代田町長)	高橋 純一君
副管理者(館林市副市長)	金井田 好勇君
会計管理者	谷田貝 勝君
事務局長	小川 清治君
総務管理係長	奥山 浩康君
施設整備係長	野村 浩一君

事務局職員出席者

書記 青木 裕二	書記 多田 知子
書記 大塚 諭	書記 橋本 怜生

第 1 開会及び開議

(平成28年3月30日午後2時30分開会)

○議長(渡辺充徳君) ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、告示第1号をもって招集されました平成28年館林衛生施設組合議会第1回定例会は成り立ちました。

これより開会し、直ちに会議を開きます。

第 2 会期の決定

○議長(渡辺充徳君) 日程第1、会期の決定をいたします。

本定例会の会期を本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) ご異議ないようですから、さよう決定いたしました。

第 3 会議録署名議員の指名

○議長(渡辺充徳君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に、6番、荒井英世君、7番、岡安敏雄君を指名いたします。

第 4 議案第1号

○議長(渡辺充徳君) 次に、日程第3、議案第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岡安敏雄君の退席を求めます。

(7番 岡安敏雄君退席)

提案理由の説明を願います。

管理者、安楽岡一雄君。

○管理者(安楽岡一雄君) 議案第1号 監査委員の選任について申し上げます。

本案は、議員選任の監査委員の小林正明君が、本日をもって任期満了となるため、後任として岡安敏雄君を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(渡辺充徳君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第1号を同意することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺充徳君) 挙手全員。

よって、議案第1号は同意することに決しました。

岡安敏雄君の入場を求めます。

(7番 岡安敏雄君入場)

第 5 議案第2号・第3号

○議長(渡辺充徳君) 次に、日程第4、議案第2号 公平委員会委員の選任について、

議案第3号 公平委員会委員の選任について、

以上、2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、安樂岡一雄君。

○管理者(安樂岡一雄君) 議案第2号 公平委員会委員の選任について申し上げます。

本案は、公平委員会委員の齋藤千鶴子君が平成27年12月25日をもって辞職しましたので、後任として小林博史君を適任者と考え選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第3号 公平委員会委員の選任について申し上げます。

本案は、公平委員会委員の藤野日勝君が本年3月29日をもって任期満了となりましたが、再び選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(渡辺充徳君) 説明が終わりましたので、2議案について、一括して質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 質疑を打ち切ります。

討論、採決は各議案ごとに行います。

まず、議案第2号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第2号を同意することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺充徳君) 挙手全員。

よって、議案第2号は同意することに決しました。

次に、議案第3号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第3号を同意することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺充徳君) 挙手全員。

よって、議案第3号は同意することに決しました。

第 6 議案第4号・第5号・第6号

○議長(渡辺充徳君) 次に、日程第5、議案第4号 館林衛生施設組合行政不服審査会
条例、

議案第5号 館林衛生施設組合行政不服審査法関係手数料条例、

議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、

以上、3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、安楽岡一雄君。

○管理者(安楽岡一雄君) 議案第4号 館林衛生施設組合行政不服審査会条例につ
いて申し上げます。

本案は、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求の審理において第三者機関への諮問が必要となったことから、諮問機関として本組合行政不服審査会を設置することとし、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第5号 館林衛生施設組合行政不服審査法関係手数料条例について申し上げます。

本案も、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求人等から提出書類等の写しの交付を求められた際に徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について申し上げます。

本案につきましても、行政不服審査法の改正に伴い、関係する条例について、審査請求等に係る規定の整備を中心に所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願いを申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(渡辺充徳君) 説明が終わりましたので、3議案について、一括して質疑を行います。

7番、岡安敏雄君。

○7番(岡安敏雄君) 10ページあるいは11ページ等ですね、この議案につきましては各町議会でも訂正され、明和町でも訂正されました。その中でちょっと文言としてですね、我々の町で審議したのと違う表現がですね、とりわけ町では審査庁という形の表現で、審査をするというような第三者機関のほうに、審査をするということになってますけれども、この案では諮問庁という、文言の違いなんですけれども、文言の違いだけで中身としては同じかなと思うんですけど、その辺で何か行政機関としての、町やあるいは市に対する統一的な表現を用いるというようなことは、指導としてあったのかなかったのかと、その違いはないということであるのかお伺いしたいと思います。

○議長(渡辺充徳君) 事務局長、小川清治君。

○事務局長(小川清治君) お答えいたします。

群馬県の条例によりまして、諮問する所、実施機関を諮問庁というふうに表記されているもので、今回、諮問庁という表現を使わせていただきました。

内容は同じでございます。

○議長(渡辺充徳君) ほかに。

2番、小林信君。

○2番(小林信君) それでは第4号についてお尋ねしますが、この中の第3条、委員のところ、委員の任期は4年とするとなっておりますが、私が調べた8つの市の中では、4年というふうになっている市がなかったんですが、館林もそうですが、なぜこの委員の任期を4年というふうに定めたのか。

それと第3条の7の中で、委員は在任中、政党その他政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないと規定されておりますが、なぜこの項目を入れなければならないのかお尋ねいたします。

○議長(渡辺充徳君) 事務局長、小川清治君。

○事務局長(小川清治君) まず、任期の関係のご質問なんですけれども、本委員会の委員の任期につきましては、当組合に既存でございます、情報公開・個人情報保護審査会の委員に就任しております弁護士の方に、行政不服審査会の委員にも就任していただきたいという当局の意向もございましたので、こちらの委員の任期が同一となるように、今回任期を4年というふうにさせていただきました。

また、第3条第7項についての表記でございますけれども、委員には公正中立的な第三者の立場からの審議が求められていることはもとより、政治的な中立性も要請されるため、在任中の政治活動を制限しておることでございます。

以上です。

○議長(渡辺充徳君) 2番、小林信君。

○2番(小林信君) 個人情報保護法の関係の委員さんになっていただくので、それに合わせ

るというような内容だったんですが、現在その個人情報保護法の委員になっている方の任期が4年なのか、その方がいつからいつまでの任期になっていて、この今回の行政不服審査の委員はいつからいつまでの4年となるのか。

それといつかのところで調べましたけれども、3年となっているところが館林を含めて守谷市と八王子市、長岡市、海老名市、武蔵野市、府中市、高槻市では、それぞれ2年となっていて、委員の任期が4年ではなくて3年なり、あるいは2年なりというふうに短くなっておりまして、そのことによって、逆にこういった行政不服審査会の公平性を保つことになるのではないかと思いますが、なぜその当局からの要請もあったというようなお話だったんですが、4年にしなければならなかったのか。

それから7についても、先ほども調べた8市のうち、この項目が入っているのは館林市と府中市と武蔵野市だけで、他の5市はこの文言は全く触れられていないのに、これを入れなければならないという根拠が何なのかお尋ねします。

○議長（渡辺充徳君） 事務局長、小川清治君。

○事務局長（小川清治君） 4年の任期の関係でございますけれども、既存の個人情報審査会の関係につきましては、平成26年4月1日から平成30年の3月31日までの4年の任期で、情報公開条例と個人情報保護条例の審査会の委員をお願いしてございます。これに合わせて、同じ弁護士の方に今回行政不服審査会の委員もお願いしたいという、当局というか私どもの組合の都合がございましたので、今回4年というふうな任期設定をさせていただきました。

また、条例第3条第7項の規定でございますけれども、行政不服審査法第69条第9項においても同様の規定がございますほか、群馬県の技術的助言をも参考にしておるところでございます。

以上です。

○議長（渡辺充徳君） 2番、小林信君。

○2番（小林信君） ただいまの答弁で、個人情報や何かについての委員さんが平成26年から30年ということですが、今回の行政不服のほうは4年ということになりますと、28年から32年ということで、なぜ4年といっても結局は任期に重なる期間がないと思うんですが、なぜ、むしろ2年間としたならば、この個人情報の関係の委員さんも、同じ2年間で終わるということになるのではないかなと思いますが、それをあえて4年としたのはちょっと年数的にただいまの答弁と合わないんじゃないかなと思うのですが、その辺についてもう一度お答えいただきたいと思いますが、この第7項について、これは県のほうも、そのようになっているからということですが、あえてこういう形でということは、政治活動の自由の問題とか、思想・信条の問題等々に触れられてくるのではないかということを見ると、あえてこの項目は入れなくても良かったのではないかと思います。そういうことについては、他の市や町等の状況というのは把握されて検討されたのかお尋ねいたします。

○議長(渡辺充徳君) 事務局長、小川清治君。

○事務局長(小川清治君) 今回お配りしました会議案の、5ページの経過措置のところにかかせていただいたんですけれども、この条例の施行後、最初に委嘱される審査会の委員の任期は、第3条第2項の規定に関わらず2年とするということで、最初につきましては2年の任期、それでその任期が終わった後は、個人情報の委員さんと同じ任期という形で4年というふうに関定させていただきます。

また、第3条第7項の規定でございますけれども、行政不服審査法においても同様の規定がございますし、委員においては政治的中立性も要請されてると考えておりますので、このような規定に私どもはさせていただいているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長(渡辺充徳君) ほかに。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 質疑を打ち切ります。

討論、採決は各議案ごとに行います。

まず、議案第4号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第4号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手多数)

○議長(渡辺充徳君) 挙手多数。

よって、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第5号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第5号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺充徳君) 挙手全員。

よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

次に、議案第6号について討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第6号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(举手全員)

○議長(渡辺充徳君) 举手全員。

よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

第 7 議案第7号

○議長(渡辺充徳君) 次に、日程第6、議案第7号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、安楽岡一雄君。

○管理者(安楽岡一雄君) 議案第7号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の休職及び降給に関する事項を関係条例に規定するとともに併せて所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(渡辺充徳君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第7号を原案どおり可決することに賛成の方は、举手を願います。

(举手全員)

○議長(渡辺充徳君) 举手全員。

よって、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

第 8 議案第8号

○議長(渡辺充徳君) 次に、日程第7、議案第8号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、安楽岡一雄君。

○管理者(安楽岡一雄君) 議案第8号 館林衛生施設組合職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、国家公務員及び群馬県職員の給与改定の例により、平成27年4月1日に遡及して職員の給料月額を若年層に重点を置きながら平均0.3%引き上げるほか、平成27年12月期の勤勉手当を0.1月分引上げ、平成28年度以降については、その引上げ分を6月期と12月期にそれぞれ均等に配分するものでございます。

また、人事院及び群馬県の勧告による給与制度の総合的見直しにより、平成28年4月1日から給料月額を平均2%引き下げようとするものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(渡辺充徳君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

2番、小林信君。

○2番(小林信君) 給与の改定について、ただいまの説明では平成27年4月に遡及をして3%の引上げという、その一方で本年4月からは2%引き下げるといような内容の説明だったかと思うんですが、このことによって具体的には職員の給与というのは引き上がるのか引き下がるのか、その辺について具体的に説明していただきたいと思います。

○議長(渡辺充徳君) 事務局長、小川清治君。

○事務局長(小川清治君) ご質問にお答えいたします。

給与制度の総合的見直しによりまして、対象となる職員、本組合で11名おるんですけれども、1人当たりの給料月額で平均1.4%の引上げとなります。金額に直しますと、1人当たり月額5,289円の引下げ、年額にいたしますと1人当たり平均で63,466円の引下げとなります。

以上です。

○議長(渡辺充徳君) 2番、小林信君。

○2番(小林信君) ただいまの答弁ですと、結局は引き下げられるということになるということで、こういう今の時代ですから逆に給料を引き上げることによって消費購買力を伸ばして、景気回復に繋げていくべきではないかと思うんですが、その辺の考え方はどうなのかお尋ねします。

○議長(渡辺充徳君) 事務局長、小川清治君。

○事務局長(小川清治君) 今回の総合的な見直しによることなんですけれども、引上げ後2年間は経過措置として差額分については給料として支給するということになっておりますので、地域経済及び景気への影響は少ないものというふうに考えております。

以上です。

○議長(渡辺充徳君) 2番、小林信君。

○2番(小林信君) 2年間は経過措置があるということですが、経過措置が切れた2年後には引下げになるということになると思うんですね。ということは、将来を見通すと2年後には引き

下げられるから買い控えをしようという将来の不安ということを見ると、そういう結果になってしまうのではないかと思います、その辺の考え方はどんなふうに認識されているかお聞かせください。

○議長(渡辺充徳君) 事務局長、小川清治君。

○事務局長(小川清治君) 今回の給与条例の一部改正案につきましては、国県及び構成市町においても実施しておりますので、組合においてもこれらに倣いまして、総合的見直しは実施するべきというふうに考えております。2年間の経過措置ということで、その中で景気への影響はないものと考えております。また今後、景気が回復するということも考えられますので、そういったことで対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長(渡辺充徳君) ほかに。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第8号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手多数)

○議長(渡辺充徳君) 挙手多数。

よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

第 9 議案第9号

○議長(渡辺充徳君) 次に、日程第8、議案第9号 館林衛生施設組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、安楽岡一雄君。

○管理者(安楽岡一雄君) 議案第9号 館林衛生施設組合特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、一般職の職員の勤勉手当の改正に準じ、平成27年12月期における特別職の職員の期末手当の支給月数を0.1月分引上げ、平成28年度以降におきましては、その引上げ分を6月期及び12月期にそれぞれ均等に配分しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(渡辺充徳君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第9号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手多数)

○議長(渡辺充徳君) 挙手多数。

よって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

第 10 議案第10号

○議長(渡辺充徳君) 次に、日程第9、議案第10号 平成27年度館林衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、安楽岡一雄君。

○管理者(安楽岡一雄君) 議案第10号 平成27年度 館林衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算において1億7,352万3,000円の減額補正、繰越明許費の設定及び地方債の補正でございます。

歳入の主な内容について申し上げますと、国庫支出金及び組合債の減額でございます。

次に、歳出の主な内容について申し上げますと、本年度における熱回収施設建設工事費の確定に伴う減額でございます。

繰越明許費につきましては、最終処分場整備事業のうち最終処分場本体の建設工事費について、翌年度へ繰越し執行しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(渡辺充徳君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第10号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(举手全員)

○議長(渡辺充徳君) 举手全員。

よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

第 11 議案第11号

○議長(渡辺充徳君) 次に、日程第10、議案第11号 平成28年度館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、安楽岡一雄君。

○管理者(安楽岡一雄君) 議案第11号 平成28年度 館林衛生施設組合関係市町負担金の分賦の割合について申し上げます。

本案は、平成28年度一般会計予算に係る関係市町負担金の負担割合について議決を求めようとするものでございます。

各負担割合の算定基礎について申し上げます。

まず、議会費に係る負担金の負担割合につきましては、議員数の割合により算出し、総務費及び予備費に係る負担金の負担割合につきましては、均等割を10%とし、残り90%を1市3町の人口割合により算出しております。

次に、衛生費中のごみ処理施設等建設費に係る負担金の負担割合につきましては、均等割を10%、残り90%を1市2町の人口の割合により算出し、し尿処理費に係る負担金の負担割合につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の年間搬入量の割合をもって算出しております。

次に、公債費の負担割合につきましては、ごみ処理施設等建設費に充当した起債の利子償還に係るものは、ごみ処理施設等建設費の負担割合と同じ割合を、し尿処理費に充当する起債の利子償還に係るものは、し尿処理費の負担割合と同じ割合としております。

なお、負担割合の算出につきましては、平成27年10月1日を基準日として、それぞれの負担割合を算出したところでございます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(渡辺充徳君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第11号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺充徳君) 挙手全員。

よって、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

第 12 議案第12号

○議長(渡辺充徳君) 次に、日程第11、議案第12号 平成28年度館林衛生施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

管理者、安楽岡一雄君。

○管理者(安楽岡一雄君) 議案第12号 平成28年度 館林衛生施設組合一般会計予算について申し上げます。

平成28年度一般会計予算の総額は、67億8,834万8,000円となり、前年度と比較して327.3%の増額計上となっております。

まず、歳出予算の主な内容について申し上げます。

ごみ処理施設等建設事業におきましては、前年度に開始した熱回収施設や最終処分場本体の建設工事に加え、本年度はリサイクルセンター及び最終処分場水処理施設の建設工事にも着手してまいります。また、当該建設工事に必要な委託業務や施設の周辺整備に係る工事等も本体工事に合わせて実施してまいります。

次に、し尿処理事業について申し上げます。

館林環境センターも稼働後26年目を迎え、主要な機械設備において、想定された耐用年数を超えて稼働しているものがございます。本年度におきましても、引き続き安定した機能を維持するため、機械設備の点検整備を適正に行ってまいります。

次に、歳入予算の主な内容について申し上げます。

まず、分担金及び負担金につきましては、熱回収施設及びリサイクルセンターの整備事業が本年度をもって終了となりますので、前年度比174.8%の増額計上となっております。

次に、国庫支出金につきましては、ごみ処理施設等建設費において予算計上しております3施設の建設工事費等が、国庫補助事業の対象となることから、当該費用の3分の1に相当する額を循環型社会形成推進交付金として見込み、18億1,587万9,000円を予算計上したところでございます。

次に、組合債につきましては、3施設の整備事業に充てるため、合計で39億2,170万円の起債を起こすものでございます。

以上、平成28年度一般会計歳入歳出予算の概要について申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(渡辺充徳君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

2番、小林信君。

○2番(小林信君) 1点だけ、21ページでちょっと額が大変少ないんですが、前年度から比べて増えている、用地借料なのですが、前年度に比較して増えているのはどういうことなのかお尋ねいたします。

○議長(渡辺充徳君) 事務局長、小川清治君。

○事務局長(小川清治君) お答えいたします。

リサイクルセンター用地借料でございますけれども、板倉町に建設するリサイクルセンターの用地を板倉町より借用するために、本予算に計上させていただいております。前年度と比べて増えた理由でございますけれども、面積は変わっておりません。平成27年度におきましては、借地賃貸借期間を9か月分予算計上しておりましたけれども、平成28年度は丸1年の12か月分の計上となったことにより、増額となっております。

以上でございます。

○議長(渡辺充徳君) 2番、小林信君。

○2番(小林信君) 板倉町から借用ということですが、組合としてこの土地を購入するということとはできなかったのか。同じ組合に所属している板倉町所有の土地がありますから、町長さんもいらっしゃいますが、例えば無償贈与というようなことができなかったのか。借地としてやっていたほうが購入するよりも都合が良いのかどうか。その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長(渡辺充徳君) 事務局長、小川清治君。

○事務局長(小川清治君) 用地の購入についても過去検討したことがございますけれども、土地所有者でございます板倉町と協議を重ねた結果、用地の売買ではなく、建設工事発注前に都市計画決定をすることを前提条件として、事業予定期間、有償にて借地するということで決定しております。

以上でございます。

○議長(渡辺充徳君) ほかに。

5番、小森谷幸雄君。

○5番(小森谷幸雄君) 通告をいたしておりませんので、分かる範囲でお答えを願えれば有り難いというふうに思っております。

先ほど、予算説明の中で、基本的には1市2町での新たなごみ処理施設が28年度ですか、3月をもって完成すると。その中で、特に事務方といろいろやり取りした場合に、見えない部分がありますので、その辺が1市2町の中で議論されているのかどうか確認をしたいという部分も含めて、お尋ねをしたいというふうに思っております。

基本的には、家庭用ごみの収集運搬、特に分別と収集の部分でございますけれども、特に板倉町におきまして、28年度の予算計上の中に、基本的には、後ほど申し上げますけ

れども、ペットボトルの収集の袋とか、諸々の収集用の袋を購入するというので、予算計上をされております。そういった中で予想される場所は、基本的には館林さんの分別方式と収集方式が採用されるであろうという考え方が、予想されるわけですが、そういった中で、具体的にまだよく分からないという事務方のお話なんですけれども、そういうハード事業については、基本的に予定通りに、全てのものが3施設とも進んでいるかと思うんですが、いわゆるソフトの部分についての運用ルールについて、どのようにお考えになっているのか、まずお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（渡辺充徳君） 事務局長、小川清治君。

○事務局長（小川清治君） お答えいたします。

ソフトの関係の話し合いなんですけれども、現在のところ2ヶ月に1回、事務連絡会議という会議を開催してございます。これは組合が主催するものなんですけれども、構成市町1市2町の係長さん、課長さん、部長さんで構成されている会議でございます。この中で、過去、こういった収集運搬についても、数多く議論のほうはさせていただいております。基本的な組合のスタンスでございますけれども、組合は施設の建設及び管理・運営を行うことを前提といたしておりますので、住民に対する減量推進であるとか収集運搬につきましては、各市町の仕事というふうに組合のほうは理解しております。

また、先ほど、小森谷議員がおっしゃったように、やはりごみの量が一番多い館林市に合わせて分別収集というのは、基本的には考えておりますけれども、これだけではなく、1市2町で話し合いをしたことで作ったルールもございますので、そういったことで29年の4月からは、組合にてごみの安定的な処理を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺充徳君） 5番、小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） 今ご答弁があったわけですが、基本的にハード事業については1市2町でお金を出してやるけれども、収集運搬事業については各市町村のルールに任せますよということなんですけれども、1市2町でやるのが3施設の建設だけでは私はないと思うんですね。それを作ることによって、1市2町のごみの減量化あるいは分別の方法、あるいは資源ごみの回収によって、その販売をする。こういう1つの流れが1市2町の中で私は作るべきでないかと。ハード事業だけを負担割合でお金を出し合って作りましたと、後はよきに計らえというような意味に理解されるんですけれども、それではごみという部分で、1市2町でやるごみの減量化も含めて分別も含めて、その辺が従来の各町市でやるだけの話であって、何ら意味をなさないというところちょっと言い過ぎかもしれませんが、私は3施設を作る体をなさないというふうに思うんですけれども、その辺はやはり1市2町で取り組んでいるハード事業プラス、ソフトの部分も含めて計画を立てて、私はやるべきだというふうに思うわけですが、その辺の変更はあり得ないんですか。

○議長（渡辺充徳君） 事務局長、小川清治君。

○事務局長(小川清治君) 広域化実施計画というのを平成22年の3月に策定したことがあるんですけども、これに基づいて組合のほうは基本的に基本計画を作り、施設の建設のほうに入っております。この中で燃えるごみ、燃えないごみについては組合が責任をもって処理するという形なんですけれども、資源物につきましては各ステーションから、この地区、再生施設がたくさんございますので、組合の施設に搬入するのではなくステーションから直接、そういった再生施設に搬入することによって、経費の削減が図れるということも、その話し合いの中で浮かび上がって決められた事項でございます。直接搬入されてきたものにつきましては、これは組合が責任をもって処理させていただきますけれども、それ以前のもので独自ルートが取れるものであれば、それは独自ルートを経由していただきまして、組合の施設には入れずに、私どもの施設に入るということは、ごみとしてカウントしなくてはなりませんので、昨今の群馬県も原単位でワースト、かなり下のほうの原単位という形で、全国レベルで更なる減量推進を求められているという事情もございますので、こういったことも考慮しながら、なるべく再生してリサイクルに回せるものはリサイクルさせていただいて、組合をどうしても通さなくちゃならないもの、どうしても破碎しなくちゃならないものだけを、私どもが受けて処理するという形で進んでるところでございます。

以上です。

○議長(渡辺充徳君) 5番、小森谷幸雄君。

○5番(小森谷幸雄君) 基本的に、今お答えの中で、分別の各ごみのステーションに各市町ございますよね。そこに出す分別のルールについては、1市2町で共通のルールを持つと。でないと、焼却施設とかリサイクルセンターとかに持っていく基準も変わってきてしまいますから、そのルールだけは1市2町で作って、そこに持ち込む方法は各自治体に任せますと。そういう理解ですか、まずは。

次の質問とダブるんですけども、実は1市2町で、収集運搬は各々の町で独自のルートでやるか、新たにやるかは別として、館林さんは組合という名の元にいろいろやられてますよね、処理場にもっていく収集運搬。今度の場合は、場所がみんな最終処分場に行くケースというのは、そんなにないんでしょうけれども、基本的には板倉がリサイクルセンター、例えば館林さんが俗っぽくいえば焼却施設ということで、2つの施設が2町にまたがると。その場合にも、経費そのものについては、お互いの町で出たものを持ってくんだから、当該の自治体から出たごみについてのお金を出すということで、そういったものは全て各自治体の負担になるわけですか。その辺がちょっと分からないですが、いわゆる収集運搬にかかる経費を、私が申し上げたいのは、行ったり来たりしているわけですよ、みんな車が右往左往してるわけですよ。館林の車が板倉行ったり、板倉の車が焼却施設の館林に来るわけですよ。例えば板倉の可燃ごみ等が、板倉の資源化センターで済んだのが館林まで持ってくるわけですよ。そうすると経費的には私はプラスになると思う、ある面では。

その部分で、やはり1市2町から出たごみの処理については、基本的には私はやっぱりあ

る程度、市民町民の皆さんに理解できる形で示さないと、何で板倉は高いの、明和さん安いの、館林さん安いの、と逆の場合もあり得るかもしれません。

その辺が1つのルールとして構築されないと、施設だけは応分の負担で作りましたけれども、市民町民の皆さんに、こういうわけで我が町のごみの収集運搬費はこういう形になってしまいますと。それで、よそはどうなのと。そういう議論になったときに、私は説明できなくなる可能性もあるのかなという思いなんですけれども、その辺については各自治体の負担ということで、その辺がよく分からないんですけど。

○議長（渡辺充徳君） 事務局長、小川清治君。

○事務局長（小川清治君） 分別につきましては、ルールのほうは出来上がっております。板倉町さん、今現在プラスチックについては RDF ということで、燃えるごみで出していただいているんですけれども、平成29年の4月からは、これはプラという形で独自に収集していただくこととなります。また、生ごみにつきましては、今堆肥化ということで別に分けているんですけれども、29年の4月からは、これは燃えるごみという形で、生ごみのほうは出していただくという形になります。

収集運搬についてなんですけれども、確かに場所が遠くなることによって経費は上がると思います。私どもの施設に持込まれたごみについて、請求については、その持込んだ量によって、各持込んだ市や町に、費用負担のほうはさせていただくという形になると思います、今後。しかしながら、施設間運搬ということもございます。リサイクルセンターで破碎したもののなかから燃えるごみというのも出てまいりますので、これは板倉町から館林の焼却ごみ処理施設に、組合が運んで処理しなくちゃならないという事例もございますので、そういったものは、今後考えられるものは協議させていただいて、なるべく適切にごみ処理のほうはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺充徳君） ほかに。

6番、荒井英世君。

○6番（荒井英世君） 予算の説明書のほうですけれども、19ページ、真ん中辺りですね、拠点間ネットワーク構築業務委託料とありますね、208万6,000円。これなんですけれども、新規だと思うんですが、この事業の内容とですね、それからこの事業を行うことによってどんな成果が生まれるのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（渡辺充徳君） 事務局長、小川清治君。

○事務局長（小川清治君） お答えいたします。

拠点間ネットワーク構築業務委託料でございますけれども、これは現時点の組合事務所があります環境センターで、今現在は、し尿処理施設及び建設の事務を行っているわけでございますけれども、こちらは29年度より熱回収施設とリサイクルセンターの新たな2施設が加わりまして、職員がそれらに分散して事務を執るという形になっておりますので、この分散

して追加した2施設でも、組合事務所内のファイルサーバーの各電子データを共有できるようなネットワークというものを構築してですね、同じ情報を共有しながら適切に業務をしていくために、今回ネットワーク業務委託料を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長(渡辺充徳君) 6番、荒井英世君。

○6番(荒井英世君) 分かりました。もう1点ですけれども、先ほどのソフトの関係で例えばですね、先ほどの説明でいいますと、各自治体でそれぞれやっていくという感じなんですけれども、例えば指定袋の関係がありますよね。それは例えば板倉、明和、館林に住んでると違いますけれども、それは今どんな進捗状況で詰められているんでしょうか。

○議長(渡辺充徳君) 事務局長、小川清治君。

○事務局長(小川清治君) お答えいたします。

指定袋につきましては、板倉町と明和町については指定袋化されておりますけれども、館林におきましては、現在、透明・半透明のごみ袋で出すという形でございます。この部分につきましても、組合の事務連絡会議の中で、何回か討論を重ねてきたわけなんですけれども、館林として、現在、指定袋に向けてごみ処理減量等推進委員会のほうに諮りながら、その答申を受けて進みたいという意向がございますので、29年の4月には間に合わないということなんですけれども、なるべく早期に歩調を合わせるという形で、指定袋化はしていきたいというお話は聞いております。

以上です。

○議長(渡辺充徳君) 6番、荒井英世君。

○6番(荒井英世君) 分かりました。そうしますと、28年度中には統一すべきという結論は出ないというわけですね。29年度から、諮問の会議の中で、統一に向けてやっているっていうのは、まだ先の話ですね。

○議長(渡辺充徳君) 事務局長、小川清治君。

○事務局長(小川清治君) 1つにするという話にはなっておりません。各市や町がそれぞれ指定袋を設定して減量推進に向けるという、そういうふうな話し合いでございます。

○議長(渡辺充徳君) ほかに。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺充徳君) 討論を打ち切ります。

採決いたします。

議案第12号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(渡辺充徳君) 挙手全員。

よって、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

第 13 管理者の挨拶

○議長(渡辺充徳君) 以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。

この際、管理者からご挨拶したい旨、申し出がありましたので、これを許します。

管理者、安楽岡一雄君。

○管理者(安楽岡一雄君) 本日は、平成28年館林衛生施設組合議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

また、提案いたしました議案につきまして、原案どおり議決していただき厚くお礼申し上げます。

現在、たてばやしクリーンセンター(仮称)及びいたくらリサイクルセンター(仮称)の両施設につきましては、平成29年度からの施設の本格稼働に向け、地域の皆様の安全性に配慮しながら着実に建設工事を進め、竣工に向けて準備を進めております。

また、し尿処理施設である環境センターにおきましても、施設の老朽化に適切に対応を行いながら、安全かつ安定したし尿処理を実施しております。

今後は、本日議決をいただきました新年度予算を適切に執行し、住民の皆様の信頼に応えられるよう、職員が一丸となって効率的な組合運営に邁進してまいります。

結びに、新年度にかけて公私とも何かとお忙しい時期かと思いますが、健康に御留意いただきまして、引き続き組合発展のため、ご指導、ご支援賜りますようお願いを申し上げます。お礼の挨拶に代えさせていただきます。

大変ありがとうございました。

第 14 閉 会

○議長(渡辺充徳君) 以上をもちまして、館林衛生施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

(午後3時25分閉会)

平成28年 月 日

議 長 渡 辺 充 徳

議 員 荒 井 英 世

議 員 岡 安 敏 雄